

今後の森林・林業施策の推進方向 と林地台帳について

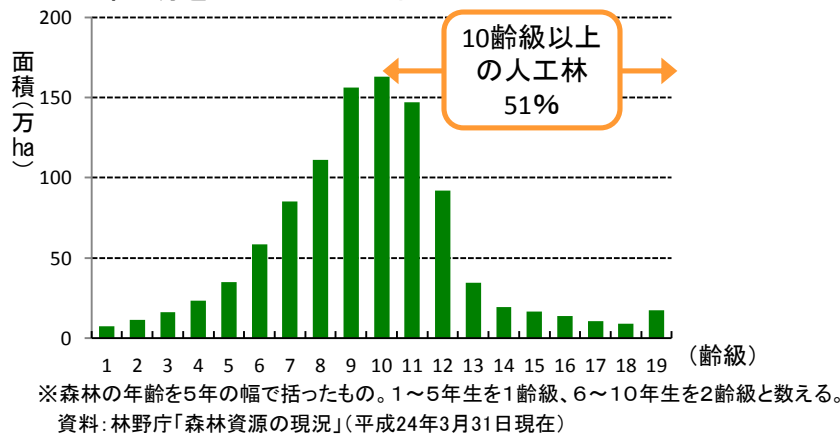
平成28年4月

林野庁計画課

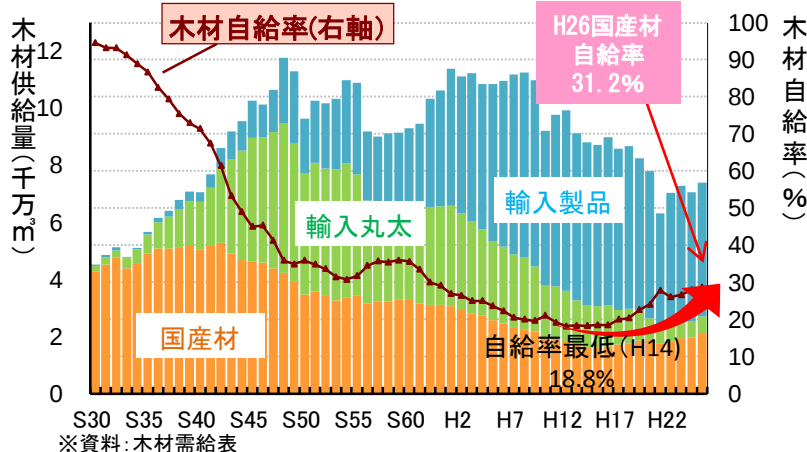
森林・林業・木材産業を巡る情勢

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている。また、国産材需要は、住宅用などの従来需要に加えて、CLTや耐火部材等の新製品の開発や木質バイオマスの利用の広がりなどにより拡大の兆し。
- 充実した森林資源を循環利用(伐って、使って、植える)して、林業の成長産業化、地方創生につなげていくことが重要な課題。

主伐期を迎えた人工林



木材(用材)供給量の推移



国産材需要拡大の兆し

木材加工施設の整備が進み、H23年以降、稼働(予定)の主な工場の原木消費量は190万m³に相当。

CLT※、耐火部材等の新たな製品の開発・普及が進展。(平成26年度までに全国で9棟がCLTを構造材として活用。平成27年度はさらに10棟以上が竣工見込み。)

固定価格買取(FIT)制度の開始により、木質バイオマスのエネルギー利用が進展。(平成27年7月末現在、20件の木質バイオマス発電施設(未利用木材を利用)が稼働中。)

※Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。



「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における林業の位置付け

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(抜粋)」

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)

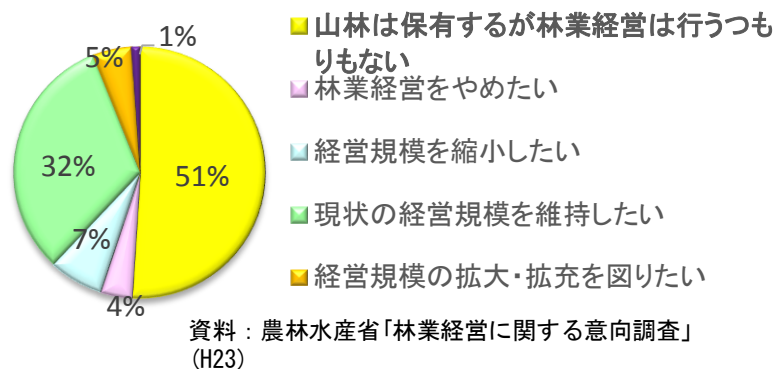
【主な施策】③ 林業については、成長産業化のため、森林資源を循環利用しつつ、CLTの普及に向けた取組の総合的な推進、公共建築物の木造化等の促進・木質バイオマス利用の推進等による新たな木材需要の創出、木材の加工流通施設の整備、自伐林家を含めた多様な担い手による林業の生産性の向上や地域における木材利用供給システムの構築、人材の確保及び育成等による国産材の安定供給体制の構築を推進する。

森林・林業・木材産業を巡る情勢

しかしながら、山側の現実には、

- 木材価格の低迷や山村の過疎化による、森林所有者の経営意欲の低下、
 - 山林の地籍調査の遅れ（進捗率44%）、相続未了
- により、地域の森林を木材として活かすために膨大なコストが生じている状況。

■ 森林所有者の経営意欲



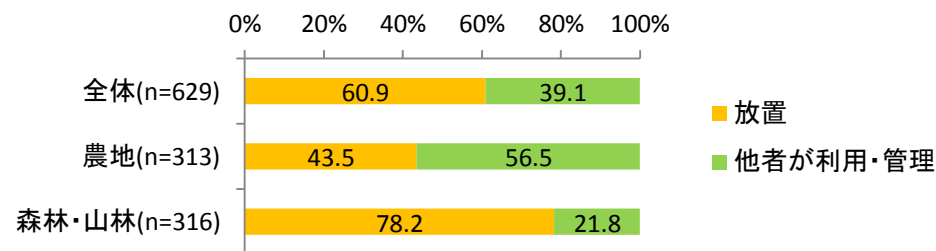
■ 地籍調査の進捗状況

平成26年度末時点		対象面積 (km ²)	実績面積 (km ²)	進捗率 (%)
DID(人口集中地域)		12,255	2,884	24
DID以外	宅地	17,793	9,484	53
	農用地	72,058	52,435	73
	林地	184,094	80,928	44
合計		286,200	145,731	51

■ 農地・森林の不在村所有者の実態

国土交通省が実施したインターネットアンケート調査結果によれば、不在村森林所有者の8割程度が所有森林を放置している。

また、不在村森林所有者の5人に1人は相続時に何も手続きをしていない。



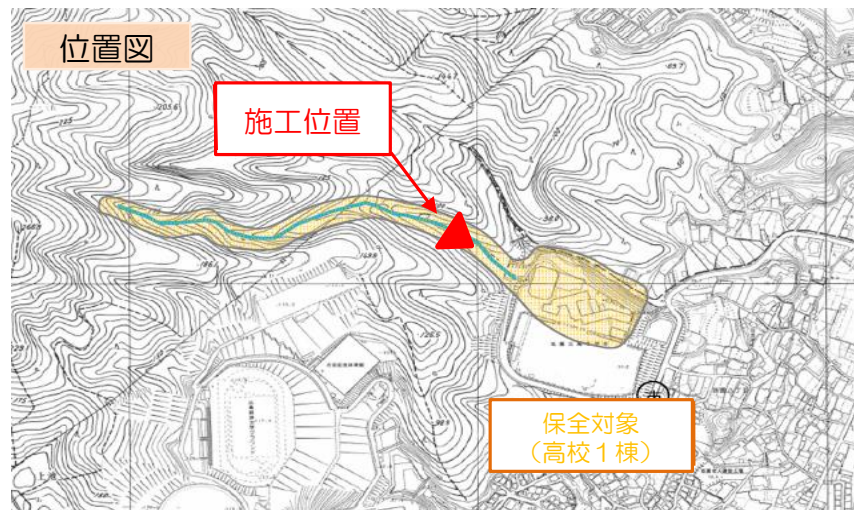
資料：農地・森林の不在村森林所有者に対するインターネットアンケート調査結果(国土交通省)より

➤ 森林整備を進めるため所有者等を特定する作業に大きな時間とコストがかかっている状況。

	N県 G市の事例	T県 N町の事例
背景	51ヘクタール（206筆）の森林について、森林整備の意向確認及び森林整備の協定締結を目的として、市が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行った事例	369ヘクタール（115筆）の施業の集約化を目的とする境界明確化事業実施のため、町が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行った事例
所有者特定の内容	① 森林組合の組合員名簿で特定できなかった森林所有者について、不動産登記簿を確認したところ、登記簿上の所有者は38名。 ② 登記された日付からかなりの年数が経過していたことから、38名中、33名の連絡先を特定できなかった。 ③ 33名について、市が有する所有者情報を確認したところ、新たに9名の連絡先を確保できた。 ④ 24名中、地域への聞き取りや戸籍謄本等の閲覧を通じて、最終的には残りの19名の連絡先を特定した。 ※ 特定作業には1年3カ月を要した。最終的に特定できなかった5名分の土地は事業対象地より除外した。	① 県が保有する森林簿を確認したところ、49名の所有者がいることが判明したが、森林簿には所有者の住所等の連絡先の記載がなかった。 ② 町から所有者情報を確認し精査したところ、対象地の所有者は44名であることが判明した。 ③ 所有者44名に対して境界明確化事業への協力を依頼する書類を郵送したところ、40名から返信があった。 ④ 返信がなかった4名については地縁者や隣接所有者の聞き取りなどにより特定した。 ※ 特定作業には11カ月を要した。

- 災害からの復旧等のために事業を行うにあたって、土地所有者や境界の特定に時間がかかり早期復旧に支障が生じるケースもある。

治山激甚災害対策特別緊急事業（広島県 広島市 安佐南区 龍皇地区の例）



平成26年8月20日の豪雨災により、山腹崩壊に伴う土石流が発生。

大量の不安定土砂が堆積し、このまま放置すれば再度土砂流出の危険性が高いことから、治山事業での早期復旧を検討。

工事の実施にあたり土地所有者を特定しなければならないが、公図が混乱しており土地所有者や境界の特定に時間を要し、さらに特定できた土地には相続が発生していたことから、通常約60日程度で工事の同意を得られるところ、当該地では約330日を要したため、崩壊箇所の早期復旧に支障が生じた。

所有者・境界の明確化に向けたこれまでの取組

1 予算面の対応

- 森林整備地域活動支援交付金等により、森林組合等が行う森林所有者や境界の明確化活動へ支援。(都道府県、市町村を通じて森林組合等に補助。)

これまで、約14万haの森林の境界を明確化。



情報の収集・整理



現地での説明



現地確認



所有者立会いのもと境界を確認



2 制度面の対応

① 平成23年の森林法改正に基づく措置

- (ア) 新たに森林の土地所有者となった旨の市町村長への届出制度の創設
- (イ) 他の行政機関等が有する森林所有者情報の共有化(新たな森林所有者に関する固定資産課税台帳の情報、土地売買届出情報、市町村の地籍調査情報の利用等)
- (ウ) 早急に間伐を行うことが必要な森林について、森林所有者が不明であっても間伐の実施を促す仕組みの導入(要間伐森林制度)
- (エ) 林道等の設置に係る、所有者が不明な場合でも、他人の土地について使用权を設定する仕組みの導入

② 登記情報への対応

登記情報、登記所地図の電子データによる入手を可能に。これまで約200自治体で入手

今国会に提出している森林法等の一部を改正する法律案の概要

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。
 - 一方、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲は低下。
- ⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講じる。

森林資源の 再造成の確保 (森林法)

- 伐採後の再造林を確保
〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕
- 深刻化する鳥獣害を防止
〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕

国産材の安定 供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

- 森林組合等による施業の集約化を促進
〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和、森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置〕
- 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化
〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕
- 林地の境界情報等を整備
〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設〕
- 国産材の安定的な広域流通を促進
〔都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設。上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕

森林の公益的 機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

- 奥地水源林の整備を推進
〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕
- 分収林契約の内容変更を円滑化
〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕
- 違法な林地開発を抑制
〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化〕

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

林地台帳の目的

- 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、
 - (1) 森林計画制度に基づく遵守命令や森林経営の受委託に係る情報提供等の**市町村事務の的確な実施**
 - (2) 森林組合や林業事業体等の**意欲ある担い手による施業集約化の推進**が重要であるが、**所有者や境界が不明確な森林が大きな課題**。加えて、山村地域における人口減少・高齢化により、**今後、所有者や境界が不明確な森林が更に増加するおそれ**。
- 森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、**情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々**となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。
- このため、市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、**森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができる**ようにするもの。
- なお、**法案においては平成31年3月まで経過措置。(今後3年の間に整備)**

<森林法改正案概要(林地台帳関係)>

林地台帳の作成

市町村は、地域森林計画の対象となっている民有林について、以下を記載した林地台帳を作成する。

- ① その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- ② その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ その森林の土地の境界に係る測量の実施状況
- ④ その他農林水産省令で定める事項

森林の土地に関する地図

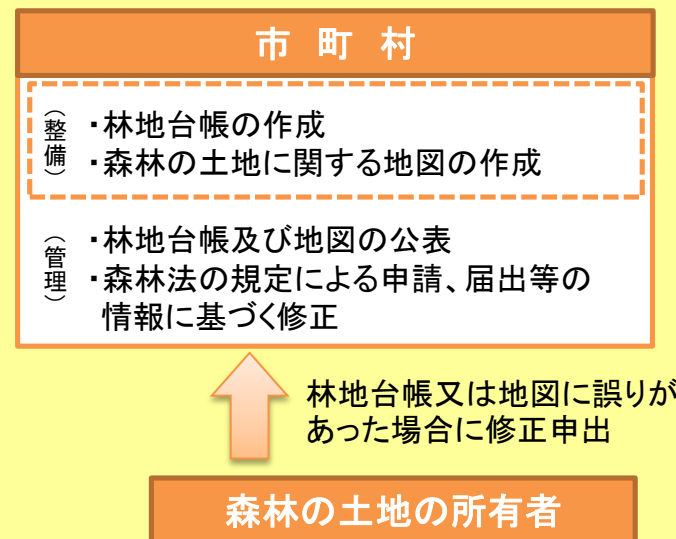
市町村は、森林の土地に関する地図を作成する。

林地台帳及び地図の公表

市町村は、林地台帳の情報(個人の権利利益を害するもの等を除く)及び森林の土地に関する地図を公表する。

森林の土地の所有者による修正申出

森林の土地の所有者は、林地台帳又は地図に誤りがあった場合、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

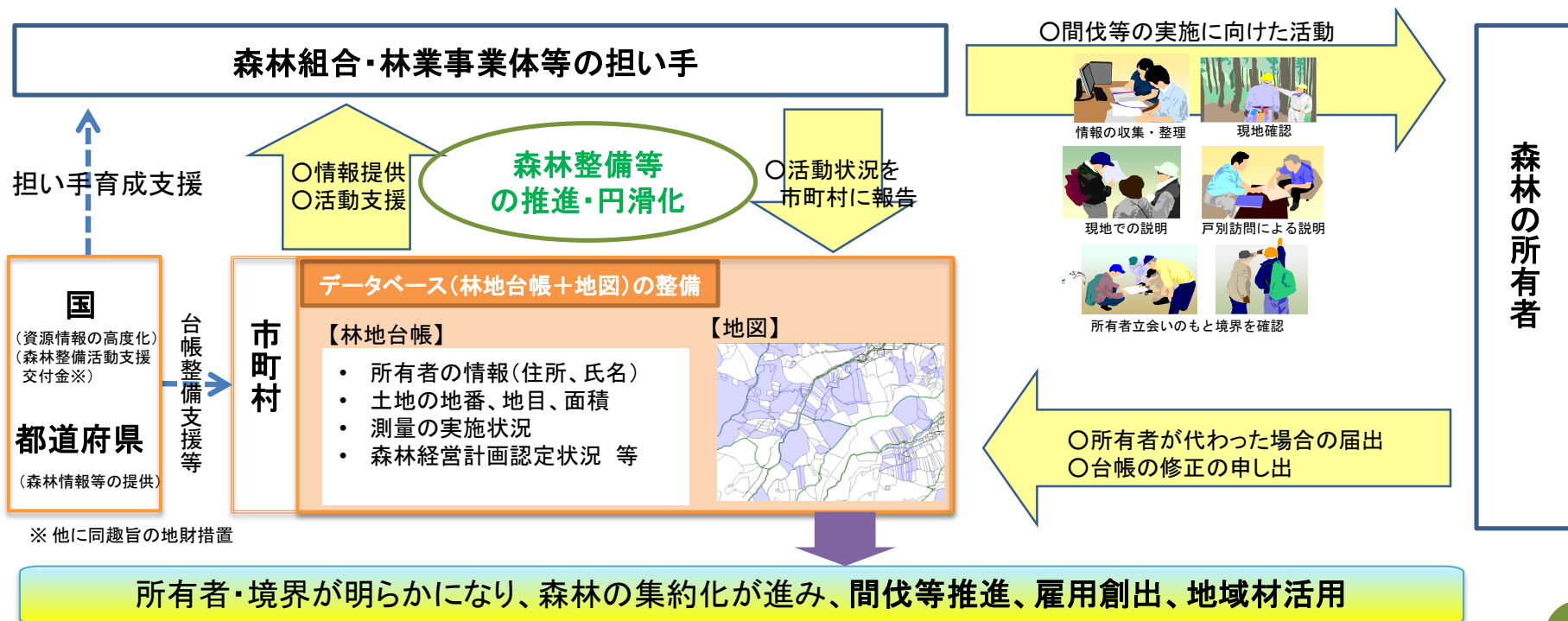


※林地台帳の整備にあたっては、都道府県の支援が不可欠。

林地台帳の効果

- 林地台帳情報の一部を公表し、**所有者の関心を高め**、記載内容の修正・正確化を促進することと併せて、できるところから所有者・境界の明確化等を進め、**林地台帳の精度を徐々に向上**。
- 林地台帳の整備によって、直ちに境界が確定するものではないが、**所有者情報などをワンストップで入手**できるようになり、**森林組合・林業事業体等による施業集約化の推進**が期待。

- ① **森林の集約化が進み間伐等が可能**となり、**森林が健全化**するとともに、**地域の雇用創出**につながる
- ② **地域材を利用する産業が活性化**し、地方創生につながる
- ③ 所有者・境界が明らかになることで、**伐採・造林の指導監督や災害復旧事業や公共事業等が円滑化**



林地台帳等の整備にあたっての今後の検討内容

- 協議の場の下に設置される事務レベルの検討会における議論等を通じ、林地台帳の整備と運用、森林整備への活用が円滑に進むよう、マニュアル等の策定等に取り組む。

○ 台帳及び地図の『整備』

・ それぞれの地方公共団体の現状に応じた整備の方向、マニュアルの策定

- ・ 岡山県真庭市では、所有者情報等をGISで整備し、さらに市役所と森林組合を、地番を共通IDとしてネットワークで結び、市役所が持つ情報と森林組合が持つ情報を共有。所有者特定等に役立てている。
- ・ 北海道ではクラウドコンピューティング※、長野県ではLG-WANを利用して、道と市町村が情報を共有。これにより、常に最新の情報が共有されるとともに、森林経営計画や各種届出情報の市町村から道への提供事務が軽減。
- ・ 一方で、森林簿に所有者情報が記載されていない県や、地籍調査の進捗が著しく低いなど、基礎的なデータが不足している地方公共団体も多く存在。
- ・ 地方公共団体の現状や今後の森林情報整備の方向性を踏まえて対応する必要。

※ それぞれの主体が持つ情報をネットワーク上で共有し、各々が活用する仕組み

○ 台帳及び地図の『運用』

- ・ 情報提供のあり方、個人情報保護条例との関係
- ・ 政省令・運用マニュアルの策定
- ・ 市町村の体制に対する技術的・財政的支援のあり方

○ 台帳及び地図の『活用』

- ・ 台帳情報を用いた具体の森林整備への活用方策
- ・ 森林組合等の担い手がもつ情報との連携のあり方